

資料提供	
令和5年1月25日	
担当課 (担当者)	危機管理政策課 (森岡)
電 話	0857-26-7584

令和5年1月24日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用について

令和5年1月24日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、八頭郡智頭町に災害救助法の適用を決定しました。

記

1 災害救助法の適用について

(1) 災害救助法適用市町村

八頭郡智頭町

(2) 法適用日

1月25日

(3) 被害の状況等

令和5年1月24日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

(4) 備 考

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2 これまでにとられた措置

炊き出しその他による食品の給与 等